

に下位分類などもおこない、年齢的な差異、性差などの特徴も明らかにしたい。

6) ある入院分裂病患者の結婚問題

若穂 困 徹・和泉 貞次 (河渡病院)
井田 徹 (新潟大学精神科)

長期入院中の分裂病患者に生じた結婚問題について報告する。

症例は K.F. 50才の女性である。患者は S.27 年に叔父夫婦のもとへ養子にはいった。実母は既に鉄道事故で死亡しており、実父と3名の同胞は空襲で死亡していた。姉が分裂病で富山の精神科に入院していたらしいが詳細不明である。養父母も既に死亡しており身寄りがない。定時制高校を卒業している。

昭和38年(22才)の発病。屋根から男の声がするとの幻聴が出現し、大学病院精神科受診。精神分裂病と診断され、昭和39年3月から現在まで入退院を繰り返している。幻聴、被害妄想、作為体験を認め、異常体験に影響され時に不穏となる。感情鈍麻を認め、思考のまとまりがない。病職に欠ける。このような病状から医療保護入院となり、身寄りがないため新潟市長が保護義務者となっている。なおこの患者には数千万円の預金と土地と家がある。

結婚問題の経過は次の通りである。8月12日午前10時に以前同病棟に入院していた男性患者(薬物依存、人格障害)が婚姻届、印鑑を持参で面会に訪れ、患者に閉鎖病棟内で署名捺印させた。翌日Aより患者の病状について問い合わせの電話が入り、夫婦になるからと一方的で強引な退院要求があった。また患者の入院費の問題、家の権利書の所在を確認するなど金銭面の話題ばかりで結婚の動機に不純なものを感じた。14日改めて患者に結婚の意思を確認。「Aさんとは以前結婚していたのでまた結婚することにした。」との返事で患者に結婚の意思能力があるとは到底考えられない状態であった。しかし「お金のことばかりいうので嫌になってきた。」と本人の気持が変化したので援護課職員、病院関係者の立会いの下で応接室において不受理の届けを記載してもらい、同日届け出を完了した。その後Aは27日に婚姻届けを提出に行き受理されなかったとの情報がある。

分裂病患者の結婚問題については結婚生活による病状への影響などの点から臨床上重要な問題がある。しかし相談には応じても最終的には個人の問題ということで本人、家族の判断を見守ることになるわけだが、この症例のように本人に判断能力もなく、また保護してくれる親族も

ない場合はどうしたらよいであろう。結婚は二人の男女が共に暮らしていくという意味により成立するものであるから、手続が簡素なのは合理的である。しかし婚姻届の署名だけでその意思を確認するため形式さえ整えばこの症例のように明らかに意思能力に問題があっても結婚は成立する。今回も届けが提出されていれば、その時点で結婚が成立したわけで、その後は保護義務者の変更、配偶者の退院要求という事態が予測された。患者の財産の保護などを考えると問題はさらに深刻となったと思われる。今回は不受理届の提出により結婚は成立しなかったが、この効力も6ヶ月であり、婚姻届が相手にある間はまだ解決していない。

7) 多彩な精神神経症状を呈した Castleman 病の1例

中山 温信 (国立療養所犀潟病院精神科)
中野 靖子 (山形県立鶴岡病院精神科)
伊藤 陽 (新潟大学精神科)
小池 亮子 (新潟大学神経内科)
本間 篤 (厚生連佐渡総合病院神経内科)
高橋 益広・後藤 隆夫 (新潟大学第一内科)

Lhermitte の脳脚幻覚症の報告以来、中脳および橋被蓋部の病変により、意識障害、特有の幻視、睡眠覚醒リズムの障害が起こることは良く知られている。このほか情動・意欲に関連した精神症状や精神分裂病様状態なども報告されている。今回我々は、5年間にわたり幻覚妄想状態、うつ状態などの精神症状を呈し、ついで神経症状が出現した段階で MRI にて中脳橋上部に広範な虚血性病変が確認された Castleman 病の44歳の1女性例を経験した。

Castleman 病とは多くは縦隔に発生する良性のリンパ節腫脹を主症状とする症候群である。高 γ グロブリン血症を伴うものや、本例のようにリンパ腫が複数個所に出現するものがわずかながらあり、再発性、進行性で感染症や悪性疾患を合併することが多く予後が悪いとされている。

本例の経過中にみられた神経症状は、MRI の所見から考えて、中脳から橋下部におよぶ梗塞性病変によるものである。これは Castleman 病による γ グロブリンの増加が高粘度症候群を生じて、脳幹の循環不全を起こしたこと、さらに Castleman 病による高度の貧血が脳幹の虚血を起こしたことの二つの原因で緩徐に形成されたと考えられた。

本例においては3回の挿問性の精神病状態のエピソード